

平成 28 年第 3 回大仙市議会定例会会議録第 3 号

平成 28 年 9 月 8 日（木曜日）

議 事 日 程 第 3 号

平成 28 年 9 月 8 日（木曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

第 2 報告第 8 号 専決処分報告について（平成 28 年度大仙市一般会計補正予算（第 3 号））（質疑・委員会付託）

第 3 議案第 149 号 大仙市大曲墓園条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 議案第 150 号 大仙市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について（質疑・委員会付託）

第 5 議案第 151 号 大仙市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について（質疑・委員会付託）

第 6 議案第 152 号 新市建設計画（大仙市まちづくり計画）の変更について

第 7 議案第 153 号 平成 28 年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号）（質疑・委員会付託）

第 8 議案第 154 号 平成 28 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（質疑・委員会付託）

第 9 決算特別委員会の設置について

第 10 決算特別委員会委員長、副委員長の選任について

第 11 議案第 155 号 平成 27 年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）

第 12 議案第 156 号 平成 27 年度大仙市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）

第 13 議案第 157 号 平成 27 年度大仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）

第 14 議案第 158 号 平成 27 年度大仙市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）

第 1 5	議案第 1 5 9 号	平成 2 7 年度大仙市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 1 6	議案第 1 6 0 号	平成 2 7 年度大仙市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 1 7	議案第 1 6 1 号	平成 2 7 年度大仙市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 1 8	議案第 1 6 2 号	平成 2 7 年度大仙市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 1 9	議案第 1 6 3 号	平成 2 7 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 2 0	議案第 1 6 4 号	平成 2 7 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 2 1	議案第 1 6 5 号	平成 2 7 年度大仙市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 2 2	議案第 1 6 6 号	平成 2 7 年度大仙市スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 2 3	議案第 1 6 7 号	平成 2 7 年度大仙市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 2 4	議案第 1 6 8 号	平成 2 7 年度大仙市内小友財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 2 5	議案第 1 6 9 号	平成 2 7 年度大仙市大川西根財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 2 6	議案第 1 7 0 号	平成 2 7 年度大仙市荒川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 2 7	議案第 1 7 1 号	平成 2 7 年度大仙市峰吉川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 2 8	議案第 1 7 2 号	平成 2 7 年度大仙市船岡財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
第 2 9	議案第 1 7 3 号	平成 2 7 年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)

- 第 3 0 議案第 1 7 4 号 平成 2 7 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について
(質疑・委員会付託)
- 第 3 1 議案第 1 7 5 号 平成 2 7 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について
(質疑・委員会付託)
- 第 3 2 陳情第 4 8 号 「子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を国に求める」意見書提出の陳情書
(委員会付託)
-

出席議員 (2 6 人)

1 番 佐 藤 芳 雄	2 番 秩 父 博 樹	4 番 佐 藤 隆 盛
5 番 後 藤 健	6 番 佐 藤 育 男	7 番 石 塚 柏
8 番 藤 田 和 久	9 番 佐 藤 文 子	1 0 番 小 山 緑 郎
1 1 番 茂 木 隆	1 2 番 橋 村 誠	1 3 番 古 谷 武 美
1 4 番 金 谷 道 男	1 5 番 高 橋 幸 晴	1 6 番 富 岡 喜 芳
1 7 番 大 野 忠 夫	1 8 番 小 松 栄 治	1 9 番 渡 邊 秀 俊
2 1 番 児 玉 裕 一	2 2 番 高 橋 敏 英	2 3 番 武 田 隆
2 4 番 大 山 利 吉	2 5 番 本 間 輝 男	2 6 番 鎌 田 正
2 7 番 橋 本 五 郎	2 8 番 千 葉 健	

欠席議員 (1 人)

2 0 番 佐 藤 清 吉

遅刻議員 (0 人)

早退議員 (0 人)

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	老 松 博 行	教 育 長	吉 川 正 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	佐 藤 芳 彦
企 画 部 長	小 松 英 昭	市 民 部 長	高 階 仁

健康福祉部長	小野地 淳 司	農 林 部 長	今 野 功 成
経済産業部長	小野地 洋	建 設 部 長	朝 田 司
上下水道部長	進 藤 孝 雄	病 院 事 務 長	富 樫 公 誠
教育指導部長	伊 藤 雅 己	生涯学習部長	山 谷 喜 元
総 務 課 長	福 原 勝 人		

議会事務局職員出席者

局 長	伊 藤 義 之	参 事	堀 江 孝 明
主 幹	齋 藤 孝 文	副 主 幹	富 樫 康 隆
主 席 主 査	佐 藤 和 人		

午前10時00分 開 議

○議長（千葉 健） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は20番佐藤清吉君であります。

○議長（千葉 健） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（千葉 健） 日程第1、本会議第2日に引き続き一般質問を行います。4番佐藤隆盛君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、4番。

【4番 佐藤隆盛議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） おはようございます。市民クラブの佐藤隆盛です。通告に従いまして、2点を柱に質問をいたします。

まず、スポーツ少年団の大会派遣等に係る支援の充実について質問いたします。

まず市長は、今定例会の市政報告の中で次のように述べております。

少し長いが確認しますと、この夏は、リオデジャネイロオリンピックへの本市出身3選手の出場や大曲工業の夏の甲子園初出場など、本市のスポーツ分野の活躍に市民が大

いに沸きました。

リオデジャネイロオリンピックでは、マラソン競技に出場した南外出身の佐々木悟選手が日本人最高の16位となる力走を見せてくれました。

カヌー・スラローム競技カナディアンペアに出場した協和地域出身の佐々木将汰選手、翼選手の兄弟が、予選を通過することはできなかったが、世界の強豪を相手に果敢なレースを見せてくれました。

地元選手が世界の舞台で活躍したことは、市民に大きな感動と未来を担う子どもたちに、夢と希望を与えてくれました。

また、全国高校野球選手権大会に出場した大曲工業は、県予選を粘りの野球で突破し、埼玉の強豪校^{はなさきとくはる}花咲徳栄と対戦し、健闘むなしく1対6で敗れたものの、好投手を相手に10安打を打つなど、素晴らしい試合を見せてくれました。

また、スポーツ少年団の活躍については、バレーボールの大曲ウィングスジュニアスポーツ少年団が第36回全日本バレーボール小学生大会において、秋田県初の快挙となる準優勝を果たしたほか、野球、バドミントン、卓球、空手においても全国大会に出場するなど、近年まれにみる好成績を残しております。

市では、スポーツ少年団が全国大会や東北大会等へ出場する際の交通費や宿泊費の経費などについて一定の補助を行っておりますが、小学生の活躍は市民に大きな元気を与えておりますので、今後、派遣等に係る支援の充実について検討を進めてまいりますと述べております。

私は、スポーツの成果は、本人に自信と誇りを与え、その人生を切り開く喜びを与えてくれます。そのみか市長が言うように、郷土、すなわち大仙市民に与える夢や勇気や、そのほか計り知れないものも存在します。

今度のリオデジャネイロのオリンピックでの今までにないメダルラッシュは、日本国中をわきあがらせました。

市長が言う市民や国民に大きな元気を与えてくれたオリンピックや大曲工業の活躍に、私も感動をもらった夏でありました。

そして、これは地元大仙市民にあまり知られていないようでありましたが、大曲ウィングススポーツ少年団が全日本バレーボール小学生大会において、先程も申し上げましたように、秋田県初となる準優勝を獲られたことであります。これに、私は後で選手の家族に頑張ったことへの電話入れたりし、お祝いの言葉を入れたところであります。

たかがスポーツ少年団とはいえ、大きなスポーツの陰で市民がかかわるこうした成果にも、市は直視してしかるべきと思ったところであります。

さて、今回のオリンピックでも活躍したオリンピックに過去に例を見ない選手団に対する強化費用の投入も報じられております。スポーツが豊かな経済対策の一辺倒とは思いませんし、また、それをここで強調するものでもありませんが、限られた予算の中で、どうそれを有効に反映させていくか、今一度考えてみたいのであります。

そこで質問いたしますが、先程述べております市ではスポーツ少年団が全国大会や東北大会に出場する際の交通費や宿泊費などの経費については、一定の補助、すなわち補助率表によりますと、東北大会予選ありの場合、指導者は全額、団員2分の1、また、全国大会予選ありの場合は、指導者全額、団員3分の2の補助を行ってきたとあります。そして、小学生の活躍は、市民に大きな元気を与えておりますので、今後、派遣費などに係る支援の充実について検討を進めてまいりますと述べておりますが、現行の補助率も含め、具体的充実支援の内容について、実施状況や今後への考え方をお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

質問のスポーツ少年団の派遣費支援についてであります。今年のスポーツ少年団の活動については、8月末現在でバレーボールの大曲ウィングスジュニアスポーツ少年団が全日本バレーボール小学生大会において、秋田県初の快挙となる準優勝を果たしたほか、野球、バドミントン、卓球、空手においても全国大会へ出場するなど、近年まれにみる成績を残しております。

今年度、残り半年で、さらに全国レベルの大会へ出場する団体が増えてくることを期待しているところでございます。

派遣費補助につきましては、昨年度の実績から申し上げますと、全県大会に42件、61万4千円、東北大会に20件、56万5千円、全国大会に34件、347万7千円、合計96件、465万6千円を派遣費補助として支援しております。

また、現在の補助率であります。活動費と派遣費補助を合わせますと、本市は県内でもかなり手厚い支援となっております。東北大会については予選を通過する大会は

団員が交通費と宿泊費の2分の1、指導者については全額を補助し、予選のない大会につきましても団員が4分の1、指導者に2分の1を補助しております。全国大会にいたっては、団員が交通費と宿泊費の3分の2、指導者に全額、予選のない大会につきましても団員が4分の1、指導者に2分の1を、それぞれ補助しております。

今後も子どもたちの夢と希望が実現でき、その活躍が市民に元気と感動を与えられるよう、特に全国大会へ出場する際の補助額等を精査し、来年度に向けて支援の充実を図ってまいります。

以上です。

【吉川教育長 降壇】

○議長（千葉 健） 4番、再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○4番（佐藤隆盛） 一つ聞き漏らしましたけれども、今年、全国大会に34件と申しましたけれども、幾らでしたかということが一つ、今の答弁の中で、ちょっと今、聞きもらして。それは後で結構です。

まずそこで、参考までに、私質問いたしますけれども、まず今、スポ少の大会に、例えば全国大会に出場する場合には、父兄、これは同行するというふうに決まっておるのか、監督とコーチが連れていく場合ですけれども、そうならないとすれば大変負担がかかるなということで、そこら辺をお知らせ願いたいと思います。

それから、このスポ少の補助率の要綱でありますけれども、2、3年前か昨年かしりませんが、大会補助金の基準見直しを行っておりますが、その中に最後の項目、確か14項目だったと思いますが、特に市長が必要と認める場合においては、この限りではないとあります。ということは、例えばどういうことなのか、お知らせ願いたいと思います。

くどういようですけれども、それから、先程の件数、何回行ったかということ、お願いします。

○議長（千葉 健） 答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 再質問にお答え申し上げます。

まず1つ目の、先程の答弁の内容の確認でございますが、昨年度でございます。全国大会に34件、34万7千円でございます。

それから、２点目の保護者の同行が規則上あるのかどうなのかということでございますが、全ての競技の規約を全て調べたわけではございませんが、昨年度、それから今回、全国大会へ出場した競技を確認したところですね、全国大会等も含めてですね保護者同行という規則はございませんでした。ただ、議員おっしゃるようになりますね、特に小学生でもございますので、やっぱり保護者が同行して応援するという方は多いんじゃないかなと思っております。

それから、３点目の市長が認めたときということでございますが、例えば規約上、予選を通過して行った場合ということがあるんですが、中には推薦で、それから、これまでの成績を踏まえてですね、まず全国大会とかそういう東北大会、そういったところでこれまでの状況を鑑みて、市長が必要だという場合は出しているという状況と認識しております。

以上です。

○議長（千葉 健） 再々質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○４番（佐藤隆盛） 今、この後も私質問いたしますけれども、やっぱりその要綱といいますか、そこら辺が少しく、もやもやとしているような感じを受けたところでございます。

具体的なこの支援、市長から市政報告でですね支援の充実について検討するといいただきまして、本当に団員はもちろんでありますけれども、負担を考えれば父兄としても大変有り難いことであります。

本当に今回は、このことについて触れましてよかったなというふうに感じておるところでございます。どうか小学生ばかりでなく、義務教育である中学生の充実にも検討願えればとお願いし、質問を終わります。

○議長（千葉 健） 次に、２番の項目について質問を許します。

○４番（佐藤隆盛） 次に、中学生スポーツ大会に出場する市補助金交付要綱について質問いたします。

私は、平成２２年３月一般質問で、次のように質問しております。

当時ですが、大仙市内、今は１１校であります。１２中学校には、野球、バスケット、テニス、卓球、柔剣道、それに女子バレーなどの常設部、スキーや駅伝などの季節

部、また、学校では指導していないが大会参加を認めている例えばバドミントンなどもあり、男子常設部４２、女子常設部４１、合計８３部活となっております。それに伴い、どの中学校でもスポーツを通して心身の健全育成なども目指して取り組んでおり、生徒自身も高い技術や記録に挑戦し、全県大会、東北大会、そして全国大会を目指し、頑張っているところであります。

中学生のスポーツの大会は、その部によって多少違いがあるにせよ、大きく分けまして春季大会、夏の総体、そして新人戦大会などがあります。中体連主催の夏の総体に対しては、要綱にのっとり派遣費を補助支給されることになっておりますが、部活動として中体連主催などの大会以外にも、例えば新人戦大会に向け、高い技術や記録に挑戦し全県優勝し、全国大会の出場権を勝ち取る選手がおりますが、それらに対して派遣費が全く出ないのであります。全県優勝し、そして県代表として出場権を得た東北大会、全国大会などの例えば新人戦大会には、中体連主催のみにこだわらず、要綱を見直し派遣費または一部を助成するべきではないか、そして、それぞれの試合に出場し成果を上げ、出場権を得た保護者にあたっては、出場する負担を思うならば、市として何らかの方法で派遣費に見合う額、または一部支援をし、物心両面にわたる応援こそ、冒頭に上げたスポーツのもたらすものを生徒の皆さんが将来とも背負っていくものと考えます。

このようなことから、まず、要綱の見直しについてであります。教育長はどのような考えなのかお知らせくださいと質問しております。

そして、例を挙げました。新人戦の大会であります卓球団体種目で全県優勝し、県代表者として一昨年、大曲中学校女子、昨年、仙北中学校女子、そして今月２７日から２８日に山梨県で行われる全国大会に出場される大曲南中学校男子などに、先程述べたように、小・中学校各種大会派遣費補助金の目的の趣旨、補助対象の違いから、派遣費がないのであります。

また、テニス個人の部でも平成１９年度、そして昨年度、全国大会に出場した選手にも、同様なことから派遣費がなかったのであります。

私は、広報だいせん、今はだいせん日和ですけども、昔は広報だいせんでありましたが、見聞録のページで、活躍した選手と教育長と一緒に写真を拝見するたびに、喜びとともに、その大会に出場する保護者の負担、そして市や市民の応援の励ましなどへの思いが先行するものであります。

大仙市から秋田県を代表する選手の大会であれば、どのような部活、大会にせよ、旧

他町村のように、市を挙げて応援できるような体制をするべきと考える。ひたすら将来を担う子どもたちのために、中体連主催以外においても同様に補助するべきと思い、前向きな答弁を期待しますと一般質問を行っております。

そして、当時の教育長より、県の中央・県南の市では、補助の基準として中体連主催であることが示されており、さらに要綱で制限している例も見られます。本市の小・中学生は、目標達成を目指して努力し、成果を上げてきております。また、全国レベルの大会は、種目数、開催数とも年々増加傾向にあります。このような現状を踏まえますと、本市交付要綱に示される中体連主催大会に準ずる大会として補助できるものもあると考えられますので、前向きに検討してまいりますと答弁をいただいております。

そこで質問いたしますが、その後、市補助金交付大会要綱については、何ら変わっていないのであります。再度、私は中体連主催等の大会以外においても、同様に補助していただきたいと願うと同時に、現在どのようになっているのかお知らせ願います。

また、中体連主催大会についても東北大会、全国大会、出場補助率も含め、小・中学校各種大会派遣補助金要綱の補助率も含め、見直し時期にきているのではないかと思うものであります。要綱の補助金交付の目的の趣旨に、2番ですけれども、2以外の主催又は共催する大会に参加については、教育長が特に必要と認めたときは補助の限度額を3分の1以内として補助することができるとありますが、この趣旨の文言を明確にするべきではないかと感じるところにあり、お伺いいたします。

市政報告で小学生の活躍はもちろんですが、中学生の活躍も市民に大きな元気を与えたいと思いますので、今後の派遣等に係る支援の充実をお願いし、教育長の答弁をお願いいたします。

終わります。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 質問の中学生スポーツ大会出場に対する市補助金についてお答え申し上げます。

中学校における運動部活動は、スポーツの技能等の向上、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現など様々な意義や効果をもたらす大事な活動であります。また、ひたむきにスポーツに打ち込む生徒の姿や活躍は、多くの者を魅了し、地域、さらには市全体に活力を与えてくれることは申すまでもありません。

今年度も各中学校の運動部は、市民の皆様方から物心両面にわたり多大なるご支援をいただき、夏の総体では陸上競技、水泳、バドミントン、ソフトテニス、卓球、柔道、剣道の7種目で東北大会へ出場、さらには柔道個人で全国大会入賞を果たすことができました。

こうした活躍は、学校やスポーツ少年団等において運動や体力づくりに取り組んできた成果であるとともに、大曲工業高校の甲子園出場に代表される高校生の活躍や本市からオリンピック選手を輩出するなどの素地になっているものと認識しております。

さて、大会出場に対する派遣費について、平成27年度の実績を申し上げますと、東北大会に29件、445万円、全国大会に15件、432万9千円を補助しております。部活動の種類や大会の時期を問わず、補助金要綱に基づき補助しており、中体連等が主催・共催する全国・東北大会には2分の1、その他の大会であっても予選を勝ち抜いた場合は教育長が特に認めたときとし、3分の1を補助しております。補助率の違いはあるものの、予選を勝ち抜いた全ての大会を補助対象としていることから、今後、交付金要綱の基準を整理するとともに、中体連等以外が主催・共催する大会の補助率についても検討してまいります。

また、児童生徒の活躍を一層支援するため、特に全国大会へ出場する際の補助額等を精査し、来年度に向けて支援の充実を図ってまいります。

以上であります。

【吉川教育長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○4番（佐藤隆盛） 前向きな答弁といいますか、22年当時と大分変わっております。

私、なぜこの質問を取り上げたかと申しますと、当時の要綱の解釈のとらえ方と、要綱の絞りすぎといいますか、そういうことじゃないかなというふうに思ったからであります。当時ですよ、参考までに、資料がありますが、今は非常に多くなっておりますけれども、このように私、仙北中学校であります、部活動後援会というので広報もらっております。そのときにですよ、平成20年に、この要綱についてですけども、教育長に考えを聞きたいんですけど、平成20年、秋田県中学校新人戦卓球大会、県第10回全国中学校選抜卓球大会秋田県予選大会、そこにおいてですよ優勝して、そして

21年3月28日から沖縄県那覇市で開催することに決定したと。これに対して何も補助なかったと。それから、ソフトテニス、これもこの要綱に書いてあるんですけども、秋田県で1次予戦、2次予選、3次予選を勝ち抜いて全県優勝して、そのときも補助がなかったと。そして、先程も申し上げましたけれども、例を挙げて申しましたけれども、秋田、最初にはその私質問したの21年ですけども、去年は大曲中学校、一昨年は仙北中学校とか、そして私質問したときにですね22年度は、もう南中の男子が行こうとしているときも補助金ないということなんです。そして、私なぜこれ取り上げたかという、仙北中学校のですね先程言ったように、沖縄でやると。何で出ないかとしたときに、これ、いただいている要綱について。前も出なかった、今も出ない、私はもう出ないんだと。だから、そしてね、教育研究会は何ですかとか、交付の要綱では、主催又は共催、わかるんですけども、スポ少では後援、後援というのは後ろ盾に支援する、大きく分けて後援だけになれば当然出ないのはわかります。だからね、その当時こういうものあってですよ、今何ら変わってないで、急に増えてると思うんですよ。何でなのかと。要綱変わってないですよ。それ以降。おかしいんじゃないかと思って。だからですね、そういうことでありますから、これ私、これを取り上げたところでございます。ですから、今ね繰り返すんですけども、教育長答弁しましたけれども、当時は要綱変わってないで出せなかった、私ここが、どこがおかしいのかわかんないですよ。で、質問してですね、今度は答弁として前向きに検討するで終わった。たまたま今回、その補助費について市長が充実させるということでありましたから、これ幸いとしてこれを取り上げたところでございます。

そこでもう一つですけども、その今言ったことですね、当時と違いますけれども、この項目について、まず今、現のね教育長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

また、これ2点目ですが、平成22年以降、先程少し述べていただきましたけれども、全国大会に進んだ部活はあったのか、それ以降ですよ、中体連以外に準ずる大会に、大会、今は全部いってもらいましたけれども、通常3月だと思います、新人戦は。それに対してあったのか。また、それに対し補助されておるのか、具体的にどのように行ったのか、現在の様子をお知らせください。小学生の場合でちょっといろいろ聞きましたけれども、中学生の場合はどうなったのか。

それから、私こう思うんですよ。先程スポ少の件と関連しますけれども、小学生の部活動としては体育系と文化系あるじゃないですか。体育系はスポーツ少年団です。文化

系といいますか、小学生の吹奏楽、マーチングですか、これのですね、こうなっております。体育系のスポーツ少年団の派遣補助率はですね、先程言ったように東北大会予選ありの場合は2分の1、全国大会は3分の2となっています。そして文系、すなわち小学生のマーチングに対しては、教育何ていうか、今の教育関係補助金、これ小・中一緒ですから、これに対してですね2分の1の補助。私この違いね、同じ部活ですよ。同じね義務教育の中で部活としておかしいんでないかと、おかしいと。それと、ですから、ですから私は中学生の補助率についても、同じく同一するべきでないかと私は思うんです。この点について、3点についてお伺いします。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） それでは、再質問にお答え申し上げます。

まず1点目の平成22年以前の前教育長での、一応要綱にその教育長が認めるときということで、それには直接ですね勝ち上がっていったとか、多分そのとき、いろいろその要綱の勝ち上がったときの経緯等いろいろ踏まえてですね、教育長が判断したのでないかなと予想するしかないのでございますが、ただ、その後ですね、その後22年度以降でございますが、まず予選を勝ち抜いたものには全て出すようにしておりますので、まず今のところは前よりはよくなっているんじゃないかなと思っております。

2点目の平成22年度以降の全国大会の補助金等の実績でございます。全国大会の補助金実績についてはですね、22年から27年度まで全国大会の補助金は59件ございました。金額は2,170万2千円であります。中体連に準ずる3分の1補助、これにつきましては24件、125万9千円を補助してございます。平成22年度以降、予選を勝ち抜いた大会は補助対象として運用しているところでございます。

それから3つ目でございます。議員おっしゃるとおりですね、実はスポ少の基準と、こちらの小・中学校のですね補助基準が、特に全国大会、スポ少の方は3分の2、それから中学校、それから小学校のブラバンとかですね、そういうのは2分の1、半分なんですね。その差、これについては市長も大変お考えがあつてですね、何とかしなければいけないだろうということで今検討してございます。いずれこのバランスをですね訂正、あるいはそれ以上にですね補助できないかと。やはり全国というと、先程議員もおっしゃったように沖縄とかですね非常に遠くまで行きます。やっぱり保護者の負担も大変でございますので、まず全国大会についてはですね、これまでよりももう少しいい形でですね補助できないか検討してまいりたいと思いますので、何とかご理解願いたいなど

思います。

以上です。

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対して再々ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○4番（佐藤隆盛） 22年以降の資料を私もいただいておりますが、若干の数字の違いはありますけれども、私ね、これ、私の数字ですが、若干数字違いますけれども、やはり56団体、私、少し違いますけれども、マーチングを除く大会でですね、私の調べ、提出した46団体が出場して、平均年に7団体か8団体、それ以降、出場しているようであります。まず、先程の補助金額、私は二千百何ぼ、今、二千何ぼだかと言いますけど、大体数字似ておりますけれども、この中にですね2, 142万円の中で、私ですよ、マーチングが1, 489万、年248万円の補助をしておるようです。二百何十万ですけれども。ただ、スポーツ関係ではですね、このデータを調べてみますと650万、700万ぐらいだと思います。でね、それを単純に割ると、年で割ると108万というふうになってるんですよ。私も、だからあっても百二、三十万だと思いますよ。そうしたことからですね、私は全県優勝して、そして全額補助しても2分の1ですよ。全額としても二、三百万しかないんですよ、体育関係では。このマーチング、いろいろ、差をつけてはならないと思いますけれども、だとすればですね、無理かもしれませんけれども、今、全国大会に、これ非常に難しいんですけれども、全額補助してきてやっても、市の財政をやりくりすればですね何とでもなるんじゃないかと、こういうふうに思うんですよ。それがやっぱりね教育、俺、そこをね、よその美郷と、それから能代もちょっと見てみました。やはり数字同じです。2分の何ぼって。これはもう要綱流れておりますけれども、だけでも独自性をもってやってもね二、三百万ですよ。これ、この大仙市で全部出るんだよと言え、すごいことじゃないですか。もうできると思うんですよ。あまり、だからそういうふうにしてやりくり、多分できるというふうに私は思うのであります。

それから、これなども再三申しまして、再三申し上げておるんですけれども、この要綱ね、その要綱何も変わらないで、22年以降たた一っとなってるんです。それ、それ前にもう調べてもらいました。それではいかがなもんかでしょ。だから、その教育長とかの思いやりでやったりやねがったりすれば大変でねがなと思って、今の吉川教育長

はわかりましたよ。だけども、そういうことないようにですね、率も含めてですね何とかもう一度、この私、要綱にこだわるんですけれども、先程くどいんですけれども、父兄の方々にも言われます。要綱おかしいと言われておりますので、そういう意味ですね取り上げたところでございます。どうかそういう意味ですね、充実と、要綱を、お願いして私の質問を終わります。

以上でございます。

○議長（千葉 健） これにて4番佐藤隆盛君の質問を終わります。

【4番 佐藤隆盛議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、9番佐藤文子さん。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、9番。

【9番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。早速、通告に従い、質問をさせていただきます。

最初に、介護保険と新しい総合事業について伺います。

社会保障の解体問題については、藤田和久議員が総論的な観点から質問をさせていただきましたので、私は来年度から始まる新しい総合事業に関連してお尋ねいたしたいと思います。

平成29年4月1日から要支援1・2の方が介護保険の予防給付で受けていた訪問介護と通所介護は、市が行う地域支援事業に組み入れられ、新たな介護予防・日常生活支援総合事業、以下「総合事業」と申し上げますが、この事業としてスタートいたします。

私は、これまで何度か保険外しに伴う要支援者の方へのサービスが後退することのないよう求めてきたところでありますけれども、大仙市の要支援者は全要介護認定者の24%を占める1,491人となっており、うち759人、50%が訪問介護と通所介護を利用しております。

このように訪問介護や通所介護は、地域で元気に暮らし、介護予防の支えになっているわけでありましてけれども、今度は新しい総合事業として市がこれまで行ってきた一次予防や二次予防と区別しないで、状態や生活ニーズに合わせたサービス体系、サービス提供者のもとで展開されることとなります。

そこで伺います。

まず1つには、新しい総合事業で要支援者は、これまで同様のサービスをしっかりと受けることができるのかどうか、この点を伺います。

2つ目には、新しい総合事業のサービスは、訪問型サービス5種類、通所型サービス4種類に分類され、サービス提供者はNPO法人や社協、住民主体といった専門職でない方々も携わることになります。そうしますと、状態の変わりやすい高齢者の変化に機敏に対応したり、必要なサービスの変更や転換といった場合の対応が迅速にできるのか、連携のあり方は大丈夫なのかといった疑問がわいてまいります。これへの見解を求めるものであります。

1番の質問は以上です。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業では、これまでの全ての高齢者を対象とした「一次予防事業」、要支援者や要介護状態になる恐れのある方を対象とした「二次予防事業」、要支援認定を受けられている方の「訪問介護と通所介護」の区分は廃止となり、新たに「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つに区分されることになります。

市では、2年間の実施猶予期間を経て、平成29年4月から介護予防・生活支援サービス事業を実施いたしますが、移行当初から該当する方、認定有効期間によって年度途中から移行する方などがおりますので、要支援の方が総合事業の利用へ完全移行するのは平成30年4月1日としております。

なお、要支援1及び2の方で現在訪問介護や通所介護を利用されている方や新たに対象となる方は、選択によって引き続き現行と同様のサービスを利用できるようにしてまいります。

次に、高齢者の状態の変化や必要なサービスへの転換など機敏な対応が十分できるのかということについてではありますが、新しい総合事業では、訪問型サービス、通所型サービス、配食・見守り等の生活支援サービスの3つのサービス類型が示されており、訪問型サービスは現行相当のサービスや緩和した基準のサービスなど5種類、通所型サービスも同様に4種類のサービス区分に分類されております。

当市においては、平成２９年度はまず要支援１・２の方への現行相当のサービス提供体制を整えつつ、緩和した基準であるサービスの導入を目指しております。

他のサービスについては、徐々に供給体制を整えながら順次実施してまいります、既存の市の生活支援サービス事業や社会福祉協議会の地域福祉活動、地域の自主グループやボランティア活動の中から新しい総合事業に取り入れたり発展させて移行することが可能なものもありますので、地域の社会資源を結びつけ、利用する方のニーズに応えたサービス提供体制をつくっていきたいと考えております。

また、総合事業の利用者に対しては、地域包括支援センター等がサービスの類型に応じたケアマネジメントを実施することから、状態の変化に応じた適切なサービスを提供できるものと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、９番。

○９番（佐藤文子） 完全実施が３０年４月１日というふうなこと、それまでの間、希望により十分に現行のサービスの利用ができるようなことを基本にしていきながら、地域の持っているこのものを十分に生かして、総合事業に取り入れながらやっていくという、非常に現状、まずサービスの後退がないというふうな答弁というふうな受け止めました。これが完全実施された後も、引き続き発展的に充実させていく、利用者の皆さんがサービスの後退というふうなことを受けたくない方向にいていただきたいというふうな思うわけですが、一つこの総合支援事業に切り替えたという要支援１・２、また、今後は要介護１・２という方々も、この介護保険給付費から外していくという動きもあるわけですが、この高齢者の方々が介護保険で受けていたサービスが、あまりにも介護保険の給付費が上がってきたので、国では予防給付費を総合支援事業に移して、給付費を介護保険の削減すると。国からの負担を減らすというのが本来の目的であったというふうに私は思うんです。それで、ちょっと関連して伺いたいと思います。

まず、総合事業に移れば、予防給付費が介護保険の全体の保険給付費というのは大幅に減ってまいります。その分がそっくり地域支援事業費に、市に対する財源保障として地域支援事業費に回ってくればいいわけですが、介護保険法では地域支援事業費分というのは全体の介護給付費分の３％というふうな程度に位置付けられておりますの

で、要支援１・２の方々の予防給付費が市の方に移行なれば、その分の相当の額が介護給付費が全体の給付費が減るわけであります。全体の給付費が減るということは、３％、地域支援事業費として見ている３％の金額も下がるというふうなことで、総じてこの要支援、あるいは要支援に匹敵する方々へのこのサービスは、今後はこの内容も、また、提供体制も安上がりの方向に向かっているんだというふうに私は思っているのです。介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるための各種介護保険サービスのはずが、どんどん市の事業に移され、財源も縮減されていくというふうなものでは、この総合事業は、やっぱり当初からの総合事業化の目的であった、この介護費用のこの国の財源の縮減、そして介護サービスは明らかに後退にしていっているのではないかと、いうふうに思うわけです。そういうふうな意味で、今後３０年には完全実施となるようであります。また、要介護１・２の方へのこの福祉用具等の介護保険外しというふうなものも狙われているわけですが、この大仙市の高齢者の皆さんが、この予防、介護状態にならないように予防サービスというふうなこと、そしてしっかりと必要なサービス、また、希望するサービスが本当に受けられるようにするには、この財源の調達というふうな面で、今後考えられる問題をどのように思っておられるのかというふうなこと、また、介護保険から地域支援事業費として回る財源が今後減るというふうなことに對して、増える要望を完全に実施するために、市としてこの地域支援事業への独自の補助金というふうなもの、こういうあり方を考えているのかどうか。さらには、国に対しては、自治体へのこの地域支援事業、総合事業等の地域支援事業、福祉事業を充実させるための財源保障を求めていく必要があるのではないかと、この３点について市長のお考えをちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美） まず、議員が心配されている点は、我々も心配しているところであります。そうならないように、まず今この新しい制度が一定の条件のもとに始まったわけでありますので、これの制度設計実施に向けて懸命にそれぞれの自治体等が努力しているはずでありますので、そのご懸念の点については、やはり常に我々、頭の中に入れながら、様々な場所で、そうならないように、やはり要望しておかなきゃならないのではないかなと思っております。

まず、この地域支援事業の関係については３％の条件の中で最大限、利用者の皆さんが納得いくような形で、新しい制度に移るといっても、利用者の方たちはよく理解をし

て、その制度そのものを理解をして利用されているということではないと思いますので、そこを整理をして、きっちりまず今与えられた条件の中でやれることを最大限やっていくということしかないのではないかなと思います。

考え方とすれば、国がいろんな形でもしかすると絞り込んできたりした場合、それはやはり我々全体の大仙市の財源の中で、やっぱり即利用者に負担がかかるような形になるということにしないようにしていかなきゃならないのではないかなというふうに思っておりますが、今現在与えられた条件の中で、包括を中心にしながら、きっちりこの課題を整理をしながら、まず新しい制度がスムーズにスタートできるよう努力しているところでありますので、そういうふうな見方をしていただきたいというふうに思います。

その程度でひとつよろしく願いいたします。

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対して再々ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質問の途中ではございますけれども、暫時休憩いたします。再開は 11 時 5 分といたします。

午前 10 時 52 分 休 憩

.....
午前 11 時 05 分 再 開

○議長（千葉 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。9 番佐藤文子さん、2 番の項目について質問を許します。

○9 番（佐藤文子） 2 番目に、後期高齢者医療制度について伺います。

まず、特例軽減廃止問題について伺います。

後期高齢者医療制度がスタートして 8 年が経ちます。今、安倍政権は、後期高齢者医療の被保険者の負担軽減のための保険料特例軽減制度を廃止しようとしております。

特例軽減は、本来の低所得者の保険料軽減である 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減に加えて 9 割軽減、8.5 割軽減などの特例を講じたものであり、制度スタート時から措置されてまいりました。特例軽減の対象者は 865 万人で、被保険者 1,656 万人の 55% に及んでおり、国ではそのための予算を 800 億円ほど措置してきております。

特例軽減がなくなれば保険料は、8.5 割軽減の場合には 2 倍に、9 割軽減の場合は 3 倍に、健保の被扶養者だった 9 割軽減の人は 5 倍から 10 倍に跳ね上がるということになるようです。

後期高齢者の年金収入の現状は、平均が１２７万円で、基礎年金満額の８０万円以下が４割を占め、さらにその半数近くが５０万円以下の月々５万円に満たない年金で暮らしております。

こんなぎりぎりの人を含め、低年金の高齢者に２倍、３倍もの負担を押し付けるのは到底許されません。特例軽減廃止をストップさせることが今何より重要だと思います。

そこで伺います。特例軽減廃止の影響についてですが、大仙市の現状からお知らせいただきたいと思います。

一つに、被保険者数と法定軽減総数、２つ目には、法定軽減総数の９割軽減、８．５割軽減、５割軽減、２割軽減、所得割５割軽減、被扶養者軽減、それぞれの人数と割合について、そして、特例軽減を廃止した場合の影響を受ける人数と負担増となる保険料の総額。

２つ目には、秋田県広域連合として特例軽減廃止反対に向けた何らかの取り組みが行われているものなのかどうかを伺いたいと思います。

２番目に、恒常的低収入世帯への保険料減免について伺います。

後期高齢者医療制度は、極めて低い年金受給者からも保険料を徴収します。受給額１８万円未満の方は納付書による普通徴収が行われますが、普通徴収者から滞納者が発生しており、２７年度には普通徴収保険料現年度分の１．５２％が収入未済額となっております。滞納者には短期保険証が発行されますが、短期保険証は運用で一定の改善が図られたとしても本質的には滞納者への制裁措置であり、受診抑制につながっていくものであります。

そこで伺います。短期証の交付や滞納を生まないように、恒常的な低収入世帯への保険料の減免が必要だと考えますが、これへの見解を伺います。

以上、２番目の質問を終わります。

○議長（千葉 健） ２番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の後期高齢者医療制度について、お答え申し上げます。

はじめに、保険料軽減特例措置が廃止された場合の影響についてであります。

平成２８年度当初賦課時における大仙市の状況であります。被保険者数は１万６，５６４人で、政令による均等割額の軽減対象となり、７割軽減に該当する方は６，２４３人で全体の被保険者数に対する割合が３８％、５割軽減に該当する方は

1, 315人、8%、2割軽減に該当する方は860人、5%であります。このうち7割軽減に該当する方は、特例措置として所得に応じて9割または8.5割に軽減が拡大されており、9割軽減に該当する方は2,932人で、割合が18%、8.5割に該当する方は3,311人で20%であります。また、会社の健康保険などの被扶養者であった方については、均等割額の5割軽減を9割にしており、その対象となる方は4,478人、割合で27%となっております。

さらに、所得割額についても特例措置があり、所得に応じて所得割額が5割軽減となり、その対象となる方は1,298人、8%であります。

特例措置を含めた軽減の対象になっている方は、合計で1万4,194人ありますが、均等割軽減と所得割軽減が重複している被保険者もおりますので、実人数では1万3,106人で、全体の79%となっております。

この特例措置の廃止を28年度当初賦課で換算した場合、影響を受ける方は約1万2千人で、負担増となる保険料の総額は1億2,800万円となります。

次に、秋田県後期高齢者医療広域連合の特例措置廃止反対に向けた取り組みについてであります。

秋田県後期高齢者医療広域連合では、世代間及び被保険者間の公平性に配慮しつつ、負担能力に応じた保険料となるよう、低所得者世帯の被保険者に対しては、現行の特例措置を恒久的な制度に改めるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて平成27年6月と11月に、今年度は6月に、厚生労働大臣に対し、「高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること」の旨の要望書を提出しており、今後も継続して要望していくこととしております。

次に、恒常的な低収入世帯への保険料の減免についてであります。

恒常的に所得が少ない状態にある被保険者については、先に申し上げましたとおり、保険料については政令による7割軽減を所得に応じ、さらに9割、8.5割軽減とするなど手厚い対策が現在とられておりますので、現段階では減免制度の見直しについては考えておりません。

なお、滞納者については、納付相談等を通じて秋田県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、公的扶助の利用などにつなげるなど、引き続き適切に対応してまいりたいと思います。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、9番。

○9番（佐藤文子） 特例軽減の廃止で影響を受ける人数も、かなり8割近く、7割ぐらいの方々が影響を受けるというふうな答弁だったようであります。金額で1億2,800万円というふうな話でありました。いずれ相当数の高齢者の皆さんが保険料の軽減措置を講じておられたことで、滞納者も、そうたくさん滞納が生まれるというふうなわけではないとは思いますが、いずれこの特例措置を恒常的に続けていかなければいけない問題だというふうに思うわけですが、市長が答弁で話された厚労省へのこの要望の繰り返し要望されてきた結果、来年度からのこの特例措置についての見通しというふうなものが、現段階で市長、広域連合として、この動きを、政府の動きを、どのように見ておられるのか、もしその辺ご存知ならば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美） 厚労省としては、2017年に、これはあくまでも特例であるということで、本則に戻す法案を用意するというような情報も入ってきておりますが、圧倒的に現場を抱えている後期高齢広域医療連合含めてそれぞれの自治体、これは本来、本則に、特例を本則に戻すべきだということを一貫して言ってきておりますので、連合としても、おそらく市長会としても、この件については強く恒常的措置になるということをお願いしていくことになると思います。

○議長（千葉 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 質問の最後に、簡易水道事業と下水道事業の地方公営企業化について、再びお尋ねしたいと思います。

総務省は、2015年骨太の方針を受けて、地方公営企業法の財務規定を適用していない公営企業を2015年から2019年度の集中取り組み期間で地方公営企業会計に移行するよう強く要請してきております。これを受けて、市では来年4月1日の移行を目指して、簡易水道と下水道の地方公営企業化の準備をしているわけであります。

私は、平成28年度予算審議において、簡易水道や下水道の地方公営企業化は、経済性を発揮するために料金引き上げにつながるとして反対をいたしました。

先立つ建設水道常任委員会の委員長報告では、地方公営企業会計化で料金が上がると

いう話があるが、本当かと問われたことに対して、当局が、企業会計化移行と料金問題は別だというふうなやり取りがあったという委員長報告がありました。地方公営企業会計に移行することと料金値上げ問題は、決して切り離しては考えられない、私はそのように思っています。

旧大曲市水道地方公営企業会計に移行するまでの料金の変遷について、公文書館設置準備室の協力のもとで提出していただきましたその議事録をちょっと紹介したいと思います。

大曲市の上水道は、昭和31年7月から工事が始まりました。同年9月には、給水条例を制定し、使用料は家庭用13mm口径の10m³当たりの基金料金が月170円と設定しております。そして昭和36年には、料金改定が行われたわけではありますが、家庭用口径13mm、10m³当たり250円、5年後に値上がった金額は80円であります。250円となりました。同時に、この昭和36年には、37年4月1日から適用するとして地方公営企業会計というふうな議論が行われております。地方公営企業会計に37年4月1日から移行したわけであります。そして2年後の昭和39年10月から、家庭用13mm口径、10m³当たりまで350円と、さらに100円の値上げを図ったのであります。この時、議会には値上げに反対する請願も出されておりました。昭和38年の上水道事業会計決算に付した、このとき既に公営企業というふうになったわけではありますが、この昭和38年度上水道事業会計決算に付した大曲監査委員の意見書は、1m³当たり8円69銭の赤字給水をしている。その主たる原因は、給水収益の59%が支払利息によって占められていることによると。この現象は、今後も続くものと予想され、その対策として次のことが考えられるとして、一つに、給水戸数の増加、一時借入金の金利引き下げ、経費節減という3点を掲げながら、しかし、これのみでは不十分であり、健全な事業経営上、給水料金の値上げが検討されるべきとしております。また、財政については、一般会計よりの繰入額は類型で1,794万7,750円になったが、法的には借入金として処理されている。今後とも長期間、一般会計から繰り入れされるものと思うが、赤字解消とはならないので、補助金、あるいは出資金として取り扱いが好ましいとも付されているわけであります。大曲上水道事業会計の企業会計化までの経緯から、現在の簡易水道事業を考えますと、健全な経営となる企業会計となるには、目もくらむような値上げや一般会計からの長期にわたる出資金という、この状況は免れないものだというふうに思います。各下水道事業に至っては、言わずもがなというふうに思っ

ております。

そもそも総務省が進める地方公営企業化は、地方自治体に対する補助金や交付金の見直しを図る行革の一環であります。下水道については、地方公営企業適用を一層拡大し、将来の更新需要等を見据えた受益者負担のあり方を検討するとして、あからさまに料金の引き上げを促進しようとしているのであります。

以上申し上げてきましたけれども、地方公営企業法適用は、料金値上げは別問題ではないという、料金値上げとは、問題とは、別問題ではないということを改めて申し上げ、簡易水道と下水道の地方公営企業化の中止を求めるものであります。これに対する見解を求めるものであります。

○議長（千葉 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の、簡易水道事業と下水道事業の地方公営企業化について、お答え申し上げます。

両事業については、都市機能を維持し、市民が日常生活を送る上で必要不可欠な事業であり、将来にわたって安定的に事業を運営することが求められております。

このことから、中長期的な視点で経営状況や財政状況を把握し、これまで整備した資産を効率的・効果的に管理・活用することが必要であります。

しかしながら、事業を取り巻く環境は、人口減少や節水型社会の到来に伴う料金収入の減少等、年々厳しさを増しております。市民サービスを将来にわたって継続的に提供するためには、自らの経営、資産状況を的確に把握し、経営基盤の強化と将来を見据えた計画的な事業運営に取り組んでいかなければならないと思います。

地方公営企業法の適用による企業会計の導入は、これまでの事業により構築した施設や設備などの資産台帳を事細かに整備し、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を作成することにより、事業運営における財政状況を明確にするために必要不可欠なものと考えております。

また、企業会計による減価償却の仕組みが導入されることにより、消費税計算の特例を受けることで節税となり、経費の節減につながるものであります。

両事業は、毎年、一般会計から多額の繰り入れをし、収支均衡が図られていることから、経営の現状を把握し、その実態を議会及び市民に示すことは事業運営の透明性の確保と経営の健全化につながるものであり、導入することとしている企業会計方式が直接

料金の値上げに反映させるものではないと考えております。

市としては、簡易水道事業は平成29年4月1日を、下水道事業は平成30年4月1日を移行期日として日々業務を進めております。市民生活の基盤で最も重要なインフラである水道及び下水道施設においても、施設の老朽化が進んできており、持続的に市民サービスを提供するために全国的に懸案となっている施設の長寿命化対策に取り組んでいくとともに、必要な財源を確保し、計画的な施設の構築、更新をしていくことが重要な課題であります。この企業会計の導入は、将来を見通し、計画的な経営を行っていくために役立てるものであり、今後も適切な施設の維持管理に加え、効率的な事業運営に努めていくこととするものであります。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対して再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○9番（佐藤文子） 公営企業会計は、法律でも経済性、いわゆる経済性を追求する独立採算というふうなことが原則で成り立っているその会計方式であります。先の質問で申し上げましたように、この企業会計に性質上、その加入、給水戸数の増加だとかそういうふうなことが必要だというふうなことを言ったわけですが、簡易水道事業について、また、各種農業集落排水なども含めた下水道事業ですが、給水戸数、水道事業、簡易水道事業については、布設した各地域の人口減少が甚だしいわけでありまして、給水戸数がこれから増加するというふうなことがなかなか難しいのが実情じゃないかというふうに思います。そういう意味で、この経営が、決してもう独立採算というふうなものに成り立つようなこの経営には到底届かないものだというふうに私は思っています。

もう一つは、この独立採算というふうなこの経営であるこの企業会計に対する一般会計からの繰り出し、繰り入れ、いわゆる出資金といったような表現で使われていくというふうに書いてあるわけですが、この一般会計からの持ち出しが、一定この国のいわゆる繰入基準というふうなものが、この必ずあるはずなんですね。膨大な繰り入れを行って事業を進めてきたわけですし、更新するにしても相当のこの繰り入れを行ってやらなければならないこの今の簡易水道と下水道関連事業だと思いますけれども、これが企業会計化になったために、一般会計からの繰り入れが、額が、相当抑制されるとい

うふうなことは、この企業会計法上ないのかどうか、その辺をもう少し、その辺を教えてくださいながら、今のこの広大なこの面積の中で事業を進めている簡易水道と下水道が、将来ともに企業会計というふうな形を法的に適用させていくというふうなことは、これは無理があるというふうに私は以前から再三申し上げておりますけれども、そのように思っているものですから、是非ともこのいわゆる一般会計からの繰り入れというふうなものに制限があるのではないかというふうなことなどについて答弁いただきたいと思います。

○議長（千葉 健） 再質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美） この問題については、何回か議会で、議員も同じことを言ってますが、私も同じことを言ってるわけなんです。基本的には私はこの企業会計という言葉で省略するのではなくて、やっぱりそこに公営企業という中での企業会計という位置付けとって考えております。法律の趣旨もそういうふうになっているわけでありますので、一般にその企業会計、いわゆる会社会計とはこの会計は考え方が違うのではないかと、そういう前提の中でものを進めていかなきゃならないと思っています。確かに下水道事業、集落排水等も含めて、これをいわゆる簡単な一般的な企業の会計で黒字になるなんていうのは、それは無理でありますし、あるいは簡易水道の大きいものはまた別でしょうけれども、小さいものが、いわゆる単純に言う、民間で言う企業会計、企業の採算が合うようなことにはならない。ならないから公営としてやっているというものに位置付けていくべきだと私は思っていますので、ただ、その資産であるとか、あるいは施設の状況であるとか、そういうものをもっとしっかり明らかにするための公営企業会計という手法で明らかにしながら、やはりこれはこれだけお金をかけなければならない、あるいは設備投資もかけなきゃならないということ、利用者含めて市民の皆さんにはっきりさせながら、全体の大仙市の資金でこういうものを一番必要なものとしてどこまで対応していくかという、そういうものはっきりさせるために公営企業会計という手法が必要ではないかなというふうに考えて、この問題に取り組んでいるところであります。

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対して再々ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○9番（佐藤文子） いろいろ事業をするのに、どれだけの経費がかかって、どれだけの

管理費が、維持費かかるのかというふうなことが市民の皆さんに明らかにする、そうしたことのために、まず企業会計法という法を適用させるというような答弁でもありましたけれども、いずれ大曲の上水道は、今や販売差額二十数円も出る、もう超、1億8,000万円ほど、1億数千万の黒字を生み出す優秀な企業会計になっているわけがあります。ひとえにやっぱり皆さんの料金収入、こうした密集地で行われる水道事業は、当然こうやって経営が成り立つ。これは公営企業会計法の前提になっているんです。こういう経営が、採算性をしっかりと見据えた、そういう努力をした上で一般会計からの補助金を入れるというような、そういう項目まであるわけですので、企業会計にするというのは、そういうふうに採算がとれないような、毛頭とれない、将来的にもとれないようなものを公営企業化する、企業化するというふうなのは、これはどう考えても私は理屈に合わないと思います。

そして、公営でやるものというふうなものには、道路の整備をはじめ水道もそうです。こうしたこの税金でもって、しっかりと住民の福祉と文化、衛生の向上のためには、これは税金でもって当然この事業を進めていかない道路の建設、そして水道の建設、下水道、こういったものは税金でやっていくものでありますので、無理やりこの公営企業会計化をするというふうなことは、そもそもこのライフラインを市が行うべき、まず最も最たる仕事なんだというふうなことから考えますと、この点からも問題があるなというふうなことがあります。

いろいろ言いましたけれども、以上から、地方公営企業会計化というふうなものが、この簡易水道、下水道においては、適さないというふうなこと、中止すべきだということを改めて申し上げて、質問を終わります。

以上です。

○議長（千葉 健） これにて9番佐藤文子さんの質問を終わります。

【9番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、日程第2、報告第8号から日程第8、議案第154号までの7件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告第 8 号から議案第 154 号までの 7 件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（千葉 健） 次に、日程第 9、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成 27 年度大仙市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定審査を行うにあたり、お手元に配付しております決算特別委員会委員選任一覧表のとおり、24 名の委員で構成する決算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって、24 名で構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

○議長（千葉 健） 次に、日程第 10、決算特別委員会委員長、副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。先程設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

決算特別委員会委員長に 23 番武田隆君、同副委員長に 18 番小松栄治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました 23 番武田隆君を決算特別委員会委員長に、18 番小松栄治君を同副委員長に選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって、23 番武田隆君を決算特別委員会委員長に、18 番小松栄治君を同副委員長に選任することに決しました。

○議長（千葉 健） 次に、日程第 11、議案第 155 号から日程第 31、議案第 175

号までの２１件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第１５５号から議案第１７３号までの１９件は決算特別委員会に、議案第１７４号は教育福祉常任委員会に、議案第１７５号は建設水道常任委員会に、議案付託表のとおりそれぞれ付託いたします。

○議長（千葉 健） 次に、日程第３２、陳情第４８号を議題といたします。

本件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、総務民生常任委員会に付託いたします。

○議長（千葉 健） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、９月９日から９月１５日まで７日間、休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって、９月９日から９月１５日まで７日間、休会することに決しました。

○議長（千葉 健） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる９月１６日、本会議第４日を定刻に開議いたします。

大変ご苦勞様でした。

午前１１時４４分 散 会

